

広島県庁舎整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五号

広島県庁舎整備基金条例の一部を改正する条例

広島県庁舎整備基金条例（平成十一年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 令和三年度から令和七年度までの間に限り、財政の健全な運営に資するため、基金の全部又は一部を処分し、一般会計の歳出の財源に充てることができる。</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 平成二十八年度から平成三十二年度までの間に限り、財政の健全な運営に資するため、百二十五億円を限度として処分し、一般会計の歳出の財源に充てることができる。</p>

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。